



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）  
1 1 月 2 日  
第 4 4 9 7 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

### ○ 告 示

保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）	1
保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3

### ○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	3
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告（耕地課）	4

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（高島）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（湖北）	4

### ○ 公安委員会規則

※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	5
--------------------------------	---

### ○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業会計規程の一部改正	5
-------------------	---

### ○ 雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告	6
--------------------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
蒲生郡日野町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**滋賀県告示第461号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第462号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第463号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
湖西ゆめ企画	高島市今津町住吉二丁目11番地2	社会福祉法人ゆたか会	高島市今津町南新保87番地15	就労定着支援	平成30.11.1	2512200268

#### 滋賀県告示第465号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 毛枚3号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から16号までを順次結んだ線および標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地番	標柱番号
甲賀市	甲賀町	毛枚	宮前	136-1	1
〃	〃	〃	〃	131-1	2
〃	〃	〃	〃	127-1	3
〃	〃	〃	〃	121-2	4
〃	〃	〃	下出	85	5
〃	〃	〃	〃	〃	6
〃	〃	〃	〃	〃	7
〃	〃	〃	〃	56	8
〃	〃	〃	〃	〃	9
〃	〃	〃	深谷	60	10
〃	〃	〃	〃	61	11
〃	〃	〃	〃	65-1	12
〃	〃	〃	〃	67	13
〃	〃	〃	〃	69	14
〃	〃	〃	雲瀬	16	15
〃	〃	〃	〃	〃	16

### 公 告

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 大津市真野複合商業施設 大津市真野五丁目1780-1ほか5筆
- 2 変更した事項

- (1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 取締役社長 田中敬  
士
- (2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 取締役社長 神代顕  
彰
- 3 変更年月日 平成30年4月1日
- 4 変更の理由 代表者変更のため
- 5 届出年月日 平成30年9月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 平成30年11月2日から平成31年3月4日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成31年3月4日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営相谷地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 公告書類 県営相谷地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 平成30年11月2日から平成30年11月9日まで
- 3 掲示場所 東近江市農林水産部農村整備課

#### 健康福祉事務所告示

#### 滋賀県高島健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年11月2日

滋賀県高島健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
株式会社キョウプロ大津支店今津営業所	高島市今津町北仰395-1	株式会社キョウプロ代表取締役 瀬田川 真	京都府京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成30.11.1	2572200679

#### 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年11月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 山下 剛

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
アリエスけあ	長浜市安養寺町265番地	株式会社M's Office	長浜市安養寺町260番地4	同行援護	平成30.11.1	2510300599

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月2日

滋賀県公安委員会委員長 堀井 とよみ

滋賀県公安委員会規則第11号

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表の2交番の表滋賀県甲賀警察署の部甲西駅前交番の項中「柑子袋」の右に「、柑子袋西一丁目から同四丁目まで」を加える。

付 則

この規則は、平成30年11月5日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第8号

滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

別記様式第17号中

決 裁	管理部長	経理課長	課 員	を
合 議 先	企業出納員	経理課長	課 員	

決 裁		に、
合 議 先	企業出納員	

	担当経理員	を
	印	

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">担当経理員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">印</td> </tr> </table>	担当経理員	印	源泉徴収	に改める。
	担当経理員			
印				
要 ・ 否				

**付 則**

この規程は、平成30年11月2日から施行する。

**雑 報**

**環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告**

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第32条の規定に基づき、草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事、大津市長、草津市長および栗東市長に送付しましたので、同条例第32条の2第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

平成30年11月2日

- 1 公告する事業者 草津市 市長 橋川 渉
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 草津市 市長 橋川 渉 草津市草津三丁目13番30号
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 草津市立クリーンセンター更新整備事業
  - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理する施設の設置事業（1時間当たりの処理能力が4トン以上である施設を設けるもの）
  - (3) 規模 処理能力 127トン／日
- 4 対象事業を実施した区域 草津市馬場町1200番地25
- 5 環境影響評価事後調査の実施期間 平成28年2月1日から平成30年3月31日まで
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所
 

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）  
 滋賀県南部環境事務所（草津市草津三丁目14番75号）  
 大津市環境部環境政策課（大津市御陵町3番1号）  
 大津市青山支所（大津市青山五丁目13番36号）  
 大津市上田上支所（大津市牧一丁目1番24号）  
 草津市環境経済部環境政策課（草津市草津三丁目13番30号）  
 草津市志津まちづくりセンター（草津市青地町561番地）  
 草津市志津南まちづくりセンター（草津市若草五丁目10番）  
 栗東市環境経済部環境政策課（栗東市安養寺一丁目13番33号）  
 栗東市コミュニティセンター金勝（栗東市御園982番地）

その他、次のインターネットウェブサイトにおいて、閲覧できます。草津市環境経済部資源循環推進課  
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/gomirecycle/shisetsu/koushinseibi/jigotyousahoukoku.html>
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 平成30年11月2日から平成30年12月1日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先 草津市役所環境経済部資源循環推進課 電話 077-562-6361 担当 西山直輝